

旭川市

中小企業審議会 委員募集



あなたの経験と視点が、次代の未来を創る

募集期間



令和8年6月22日（月）から
令和8年7月21日（火）まで（必着）



任期

令和8年8月29日から
令和10年8月28日まで（2年間）



会議について

時間：平日の昼間に開催、1回の会議は1時間半程度
（年間2、3回を予定）
場所：市役所内の会議室



審議内容

- ・市長の諮問機関として、中小企業振興基本条例の適正な運営について審議
- ・中小企業の振興に関する事項について、意見等を交換



委員

3名の公募委員のほか、市内経済関係団体などからも参加いただいており、12名の委員で構成されています。
詳細は、裏面及びウェブサイトでご確認ください。

お問い合わせ

旭川市経済部経済総務課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎 6階

電話番号（代表）0166-25-9721



中小企業審議会委員



応募要領



任期

令和8年8月29日から令和10年8月28日まで（2年間）



会議の開催

平日の昼間に開催、1回の会議は1時間半程度
場所：市役所内の会議室を予定（年間2～3回）



報酬

会議1回の出席ごとに日額7,700円
（所得税等を源泉徴収します）を支払います。



応募資格

審議内容に関心があり、市内に居住、又は通勤や通学をしている方
満18歳以上の方／本市の市議会議員・市職員でない方
附属機関の委員等に2つを超えて在任していない方



募集人員 3人

募集期間

令和8年6月22日（月）
～7月21日（火）〈必着〉



応募方法



選考方法



必要事項及び中小企業の育成振興に関するお考えや応募動機をWebフォームに入力するか、応募用紙に記載し、Eメール、FAX、持参、郵送のいずれかの方法で御提出ください。

※提出書類は返却しません。

※Webフォームや応募用紙へは旭川市ホームページからアクセスできます。

※応募用紙は経済総務課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所でも入手できます。



応募者が募集人員を超えた場合は、経済部に設置する選考委員会において応募書類の審査を行い決定します。

選考結果は応募者全員に書面でお知らせします。

※選考においては、附属機関の委員等に在任していない方を優先して選任します。

旭川市ウェブサイト「旭川市中小企業審議会の委員を募集します」

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d079885.html>

